

## 中津川市児童館 令和8年度ランチタイム利用の募集を始めます！

中津川市児童館では、夏休みなど長期休暇期間中で昼食時間に保護者等が留守となるご家庭の小学生の孤食防止として「ランチタイム利用」を行っています。

（利用には申し込みが必要です。）

### ■児童館ランチタイム利用について■

#### 1 対象児童

- ・保護者の就労等により昼食時間に留守家庭の児童で、放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用していない小学生。（利用申し込みが必要です。）

#### 2 利用できる児童館と定員

- ・市内4か所の児童館（東児童館、西児童館、児童センター、坂本ふれあい施設）

※学区に関係なく、どの児童館でも利用できます。

※利用できる児童館は一人につき一か所です。

児童館	一日当たりの定員	休館日
東児童館 (中津川2364-1721)	15名	日曜日、第3, 4, 5月曜日、祝日、年末年始
西児童館 (駒場1249-12)	15名	日曜日、第3, 4, 5月曜日、祝日、年末年始
児童センター (かやの木町1-17)	15名～20名	日曜日、第3, 4, 5月曜日、祝日、年末年始
坂本ふれあい施設 (千旦林1457-13)	15名～20名	土曜・日曜日、祝日、年末年始

#### 3 利用できる日と利用時間

【利用できる日】学校の長期休暇となる日のうち、上記休館日以外の日で各児童館が設定した日  
※長期休暇中のすべての日がランチタイム利用の対象ではありません。

- (1) 学年始め休み（4月1日～春休み終了日）
- (2) 夏休み
- (3) 冬休み
- (4) 学年末休み（春休み開始日～3月31日）

※(1)～(4)の長期休暇前に利用希望日をおうかがいします。

【ランチタイム利用時間】正午から午後1時までの1時間（昼食時間）

※ランチタイム以外の開館時間は自由に利用できます。

#### 4 利用申込み

右の二次元コードを読み取り、フォームからお申込みください。

**申込み期間：2月2日（月）～2月20日（金）**

～「5 注意事項」を必ずご確認のうえお申し込みください～



※坂本ふれあい施設はお申し込みが集中することが予想されます。

※普段利用していない児童館を希望するときは、利用児童館で説明を受けていただくことをおすすめします。

#### 5 注意事項

- ◎長期休暇中でもランチタイム利用ができない日があります。  
(長期休暇中のすべての日がランチタイム利用の対象ではありません。)
- ◎一日の利用定員を上回るときは、利用の調整をさせていただくことがありますので、ご理解とご協力を願いいたします。
- ◎昼食は、各自持参してください。
- ◎持参した昼食は児童館職員が所定の場所で保管しますが、保冷保管はできません。  
保冷袋等に入れるなど各家庭の責任において持参してください。  
児童館では食中毒や誤食、アレルギー等の事故の責任は負いかねます。
- ◎必要な水分については各自ご持参ください。ただし、ジュース類の持ち込みは禁止です。
- ◎お菓子やお金、ゲームの持ち込みは禁止です。
- ◎お子さまがアレルギーを持っている場合は、必ずその旨お申し出ください。
- ◎保護者様の就労日以外の日は利用できません。就労状況が変更になった場合は、お申し出ください。
- ◎昼食場所は、児童館内の指定された場所です。
- ◎放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用しているお子さまは利用できません。
- ◎利用するお子さまだけでなく、家族に体調不良の方がいるときは、利用をお控えください。
- ◎ランチタイム以外の開館時間は自由に利用できます。
- ◎その他、児童館使用にあたっての約束やお願いがあります。
- ◎保護者様の就労内容等に虚偽があった場合や、児童館の約束やお願いに従えない場合等には、利用をお断りします。

**児童館は放課後児童クラブ（学童クラブ）とは異なります。**

**児童館のランチタイム利用は、昼食の場所を提供するものですので、何卒ご了承願います。**